

平成19年度 行政視察報告書（総務常任委員会）

1 出張議員 慶長徳造、徳 誠、村中徹也
菊池一郎、新谷 功、濱田栄子
富岡幸夫、東谷正司、杉浦 洋
工藤清四郎、服部清三郎

2 用 務 (1) 市政一般について
(2) まちづくり推進について
(3) 原子力安全対策・防災対策について

3 用 務 地 茨城県笠間市、茨城県ひたちなか市

4 出張期間 平成19年5月23日（水）から5月25日（金）まで
（2泊3日）

5 出張概要

(1) 茨城県笠間市（人口80,681人、世帯数27,233世帯、面積240.25km²）

(ア) 産業別就業人口

1) 第1次産業	3,334人（8.9%）
2) 第2次産業	12,067人（30.1%）
3) 第3次産業	24,892人（60.3%）
4) 分類不能	330人（0.7%）

(イ) 平成19年度当初予算

1) 一般会計	27,310,000千円（うち議会費 296,639千円）
2) 特別会計	20,915,131千円（国民健康保険特別会計ほか5会計）
3) 企業会計	3,224,191千円（市立病院事業会計ほか4会計）

(ウ) 議会関係について

1) 議員定数	法定上限数 30人 条例定数 28人 現員数 28人
2) 議員報酬	議長 460,000円 副議長 425,000円 議員 400,000円
3) 党派別議員数	社民党 1人 公明党 2人 共産党 2人 無所属 23人

4) 行政視察旅費	常任委員会（1人当たり）	100,000円
	議会運営委員会（1人当たり）	48,600円

	議会だより編集委員会(1人当たり)	48,600円
	海外視察	
	全国市議会議長会(1人)	720,000円
	茨城県市議会議長会(議長)	500,000円
	茨城県市議会議長会(4人)	1,000,000円
5) 費用弁償	本会議 なし 委員会	日額 3,000円
6) 政務調査費	1人当たり年額	300,000円
	(4月1日に在職する議員に対し、4月に1年分を交付)	

(I) まちづくり推進について

1) まちづくり教室推進事業について

「住みよいまち」になるために、どうすべきかを住民と行政が理解を図り連携して、「住みよいまち」「暮らしよいまち」を共に目指すことを目的としている。

平成9年、旧笠間市の都市計画マスタープランの策定に関わった市民が、まちづくりを実践していくためには恒常的な組織が必要との考えから自主的に立ち上げた組織である。住民の声を反映し、住民主体による「笠間らしさ」を活かしたまちづくりを進めるため活動しており、行政に縛られると自由な活動ができないとの思いから、市の予算は数十万円程度で、報告書作成とアドバイザーの謝金程度で活動している。

毎年新しいグループが加わりやすく、既存のグループも活動を継続しやすいように個々のグループを学校のクラスのように「年組」と名付け、組織の統括はグループの代表で組織する生徒会が実施している。

平成9年度発足当初は、4グループ19人からスタートし、平成18年度は15グループ109人まで発展している。商店街の活性化、イベント企画、陶芸のまちづくり、バリアフリーのまちづくり、河川浄化等の活動をしている。

平成18年度には、NPO法人日本都市計画家協会主催の第4回都市計画家協会賞まちづくり奨励賞、財団法人あしたの日本を創る協会主催のあしたのまち・くらしづくり活動賞を受賞している。これらの賞は、住みよい地域社会を目指し、地域のさまざまな課題を自らの手で解決するため、地域で活発に活動している団体などを表彰するものであり、10年間の地道な活動が認められたものである。

今後の課題として、平成17年度1市2町が合併したことにより、友部地区、岩間地区への参加を呼びかけ、新市で一体感のある教室を作り上げていくことにある。新しい仲間の受け入れ体制を整え、平成18年度は友部地区、岩間地区から2グループが参加したが、今後さらに推進し、市民の意見を取り入れ、笠間市に「住

んでいてよかった」と思えるまちをつくるため、頑張っている。

2) まちづくり市民活動助成金について

合併後の新市の市民参画を推進するとともに、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら「協働のまちづくり」に取り組むため、公募により市民活動経費に対する助成を行っている。

対象団体は、市内で地域に根ざした活動を行う市民活動団体で、地域の特性を活かし、より多くの地域資源を積極的に活用した特色ある事業や市内外に活動をアピールし、市民活動の啓発となる事業等に10万円以内の助成をしている。

また、助成金のほか、市民団体の公益活動を支援するため、本年度から公用車の貸出しを行っている。これは市所有の公用車を公務に支障のない範囲で貸出しする制度で、主に土曜日、日曜日、祝日の貸出しとなる。市民団体の活動は市施設の休日に行われることが多いため、子ども会やボランティア活動に役立てられている。

3) まちづくり出前講座推進事業について

市民が興味のある事柄や市政に関する理解を深めてもらう機会を増やし、市民生活の充実と市民参画によるまちづくりの推進を目的として開講している。

特色としては行政編と市民編の2つに大きく分かれており、行政編は市の業務について、市の職員が講師となり講座をおこなうもので、90講座が用意されている。市民編は市民が講師となって、専門知識等を活かして講義をおこなうもので、市民同士が教え・教わる環境を実現している。体験するもの、身に付けるもの、体を動かすものなど現在80講座が開設されている。平成18年度は31講座57回の利用実績となっている。

このほか笠間市では、活力ある新市を構築していくために、行政運営に住民の意向を反映させ、魅力的な地域社会の醸成に努め、「住民との協働」をさらに発展させていくため、地域資源の調査・発掘を行う「地域資源発掘プロジェクト」やライオンズクラブと連携して「結婚相談事業」などを行っている。

(2) 茨城県ひたちなか市（人口154,678人、世帯数57,781世帯、面積99.04km²）

(ア) 産業別就業人口

- 1) 第1次産業 2,419人（3.3%）
- 2) 第2次産業 23,505人（32.2%）
- 3) 第3次産業 46,471人（63.6%）
- 4) 分類不能 672人（0.9%）

(イ) 平成19年度当初予算

- 1) 一般会計 40,925,000千円（うち議会費 366,869千円）
- 2) 特別会計 35,372,066千円（国民健康保険特別会計ほか16会計）
- 3) 企業会計 4,871,163千円（水道事業会計）

(ウ) 議会関係について

- 1) 議員定数 法定上限数 34人 条例定数 28人 現員数 27人
- 2) 議員報酬 議長 541,000円 副議長 504,000円
議員 470,000円
- 3) 党派別議員数 自民党 11人 公明党 4人 民主党 4人
無所属 8人
- 4) 行政視察旅費 常任委員会（1人当たり） 120,000円
議会運営委員会（1人当たり） 120,000円
海外視察
全国市議会議長会、茨城県市議会議長会研修に参加
- 5) 費用弁償 本会議 3,000円 委員会 3,000円
- 6) 政務調査費 1人当たり年額 540,000円（4月と9月に6ヶ月分交付）

(I) 原子力安全対策・防災対策について

1) JCO事故について

原子力安全対策・防災対策で大きな転換期となったのは、平成11年9月30日、隣接の東海村で発生した「JCO臨界事故」である。事故現場はひたちなか市から数キロの位置にある。

事故は核燃料加工施設が起こした臨界事故で、死者2名を出した国内最大の原子力事故である。国際原子力事象評価尺度はレベル4であり、事故現場から10km以内の住民へ屋内退避・換気装置停止の呼びかけが行われ、現場周辺の国道・県道の閉鎖、常磐線の運転見合わせ等の措置がとられた。事故原因は、管理規定に沿わない手順で、ずさんな作業工程管理が行われていたためである。

2) 原子力災害対策特別措置法

「ＪＣＯ臨界事故」の教訓等から、原子力災害対策の抜本的強化を図るため、原子力災害対策特別措置法が施行され、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力防災業務計画の作成、原子力防災管理者の選任、原子力防災資機材の整備、異常事態の通報義務など原子力事業者の責任の明確化、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）と現地対策本部の設置、原子力緊急事態宣言、原子力災害合同対策協議会の設置、非難・待避等の指示、緊急事態応急対策調査委員の派遣、緊急事態応急対応拠点施設（オフサイトセンター）の指定と原子力防災専門官の配置、共同防災訓練の実施などの国の役割を定めている。

3) 原子力安全協定について

「原子力の研究開発及び利用に供する施設周辺の安全を確保し、住民の健康を保護するするとともに地域の生活環境を保全すること」を目的として、茨城県、関係10市町村、及び19の原子力事業所との間で原子力安全協定が締結され、原子力事業所の事業活動の把握、原子力施設の新増設等計画、核燃料物質輸送などに係る安全確認が行われている。

この協定は、平成11年のＪＣＯ臨界事故後に、茨城県を中心に協定の範囲の見直しを行い、原子力災害対策特別措置法の対象となる事業所とは原子力安全協定を締結し、同法の対象とならない事業所についても通報連絡協定を締結している。

協定により、主要事業の概要、施設の整備計画、放射性物質の輸送、教育訓練実施計画等の定期的な報告が義務付けられている。また、不具合の未然防止活動、放射性廃棄物の保管管理状況、施設の保安管理状況等に対し立入り検査を実施している。近隣の町村には、原子力発電所のほかに、核燃料製造施設、核燃料再処理施設などがあり、原子炉の中には、実用目的のほか研究・実験のための施設も所在しており、協定締結によって安全確保を図ることはもちろん、新たに施設を建設する際には、県や関係自治体の了解を得ることが義務付けられている。

また、関係機関と協力し、原子力施設で事故が発生した場合に迅速かつ確かな初期対応ができるよう通報訓練を行っている。さらに原子力事故発生 of 想定により、初期対応の原子力災害対策本部を設置し運営する防災訓練を実施し、有事に備えている。

4) 茨城県原子力オフサイトセンター

原子力災害発生時には、国、市町村などの関係機関及び専門家など、関係者が一体となって応急対策を実施する必要があることから、関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図る必要がある。こうした原子力災害時における拠点となる施設が「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」となる。

JCO臨界事故後の、平成14年3月、茨城県原子力オフサイトセンターは、原子力施設において災害が発生した場合に使用することを目的として、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき指定されている。

オフサイトセンターには、国の防災専門官が常駐すると共に、原子力災害発生時には、国・地方・自治体・原子力事業者等で構成する「原子力災害合同対策協議会」が設置され、情報を共有しながら連携して迅速かつ的確な応急対応策が行われる。

また、オフサイトセンターは平常時には、緊急時に備えた原子力防災関係者の研修や、原子力防災訓練で利用され、原子力防災に関する知識について、一般県民への普及・啓発にも貢献している。